

# 年金制度に関する一考察

## A study on Annuity system

小林 一三\*

Ichizo Kobayashi\*

平成5年は政治、経済の変革の年だといわれる。従来政治、経済、公約年金等々、いづれも変革と失敗の過程を経験している。特に年金は財政と深く結びついている為に破綻した場合の影響が大きい。昭和19年に厚生年金が出来た時、戦争とインフレに晒され無残の姿を露呈した。

戦後は産業界や労働界が賦課方式の性格をもつ退職一時金を採用し、税制もこれを助けた。ところが、この退職一時金は企業の負担を強いた為、それに変わる年金制度を求め、公的年金と企業年金の併用に變化してゆく。

政府も財政負担の限界を理由に政府でも民間でもない性格の第三者である「基金」が運営の主体となって修正積立方式の混合方式をやろうという金融、資本市場、行政等の介入運用の為、バブル経済の崩壊の為に「基金」も巨額の評価損をかかえる結果となった。

世界の年金の歴史も又、戦争とインフレには勝てず。前進と後退の連続でもあった。

特に我が国の場合、政争の具に供され、積立方式の年金が他の財政難を理由に財政投融资の中で運用され利息の安い所で利用されて一層不明朗なものになってしまった。

しかしイバラの道の中で、これほど強く生存できたのは高齢化社会を迎えた現在長い老後生活を支える公的年金がいわば終身月給の性格をもつ様になったことだ。

平成4年5月に行われた総理府の「国民生活に

関する世論調査によれば、勤労者の抱かえている悩みや不安で最も多いのは「老後の生活設計」で「自分の健康」「家族の健康」を上回り40.1%に上っています（下表参照）又「老後の生活設計」に対して不安や悩みを持っているとする者は年令に従って上昇し、45才以降は約50%にも達していることから、中高齢者の多くが老後生活に対する不安や悩みを抱えているもの推測される。（下表参照）

平成2年度の厚生年金被保険者の年令構成、50代は全体の506万人であるが、団魂の世代を中心とする層が50代に突入する平成12年(2000年)には100万人以上が増加し620万人になると推測されます。今後の施策がこれらの不安の解消と老後保障等の問題をどう企業と政府が応えるか大きな社会的テーマとして浮上して来るものと考えられる。

---

\* 帝京短期大学非常勤講師（秘書学・社会保険労務士）

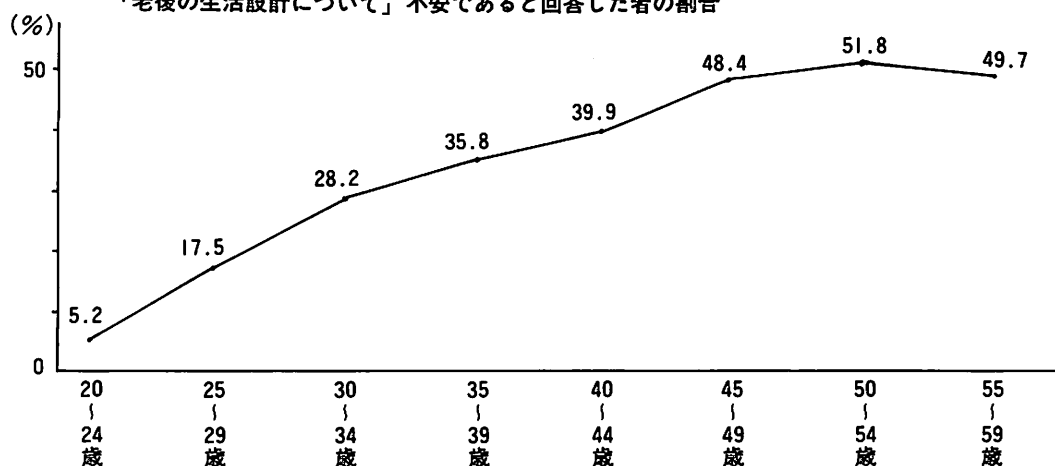
### 勤労者の悩みや不安の内容

(複数回答、単位：%)

不安の内容	老後の生活設計について	自分の健康について	家族の健康について	家族の生活上の問題について	今後の収入や資産の見通しについて	現在の収入や資産について	勤務先での仕事や人間関係について	自分の生活上の問題について
回答率	40.1	36.3	33.3	29.1	27.0	21.1	19.3	13.6

資料：総理府「国民生活に関する世論調査」(平成4年5月調査)より作成

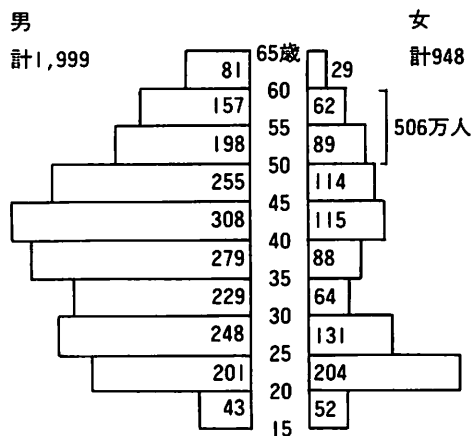
### 「老後の生活設計について」不安であると回答した者の割合



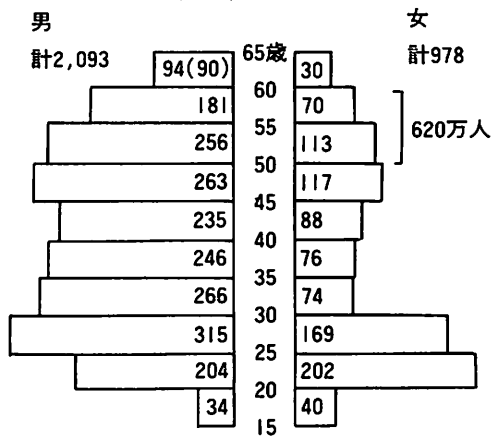
資料：総理府「国民生活に関する世論調査」(平成4年5月調査)より作成

### 厚生年金の被保険者の年齢構成の推移

平成2(1990)年度 (単位：万人)



平成12(2000)年度 (単位：万人)

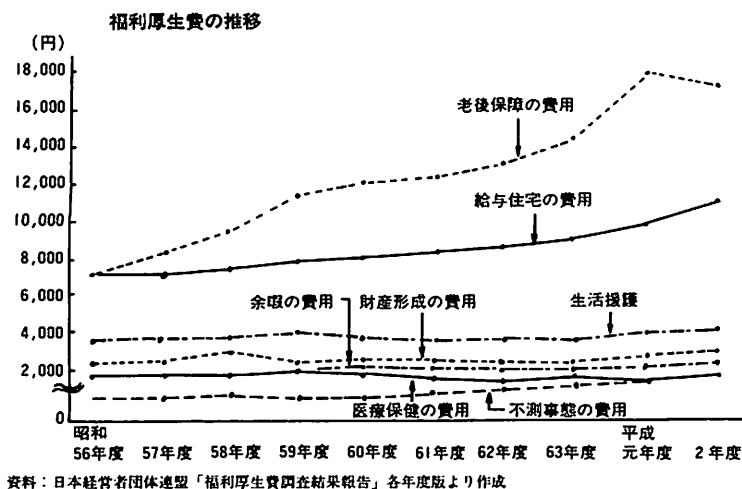


注：( )内は60歳支給の場合の参考試算 資料：社会保険法規研究会「年金と財政」(平成2年3月)より作成

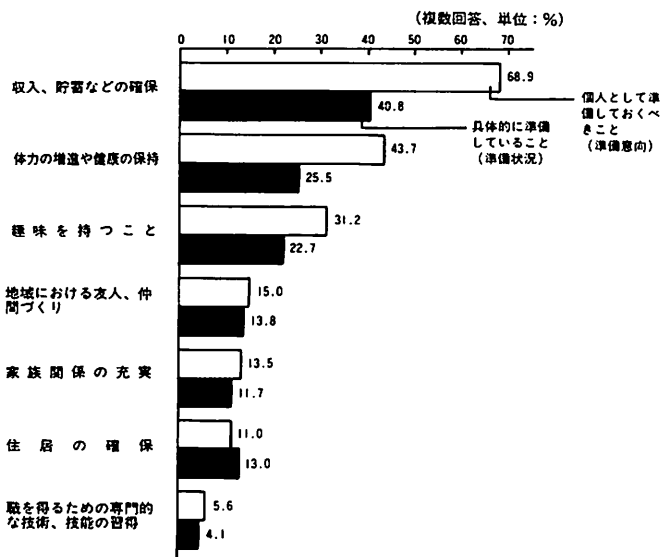
日経連調査によると福利厚生費の内訳は下表の如く「財産形成の費用」「給与住宅の費用」「医療保険の費用」等の7大費用に分類し且この10年間の推移を試みている、このことは「老後保障の費用」が他の費用を上回ることを表し、公的年金+企業年金の支える姿の大きさを物語っているといえる。

個人の老後生活として、総理府は平成3年9月

に実施した「長寿社会に関する世論調査」によると、個人老後に準備すべきものは「収入、貯蓄などの確保」68.9%「体力の増進や健康の保持」43.7%、「趣味を持つこと」31.2%の順になっている(下図参照) 即ち豊かな老後とは安定した生活の中に健康、経済、生きがい三大柱となることを意味しているもので、特に社会保障という経済的なものが必要であると推測される。



**個人として準備しておくべきことと具体的に準備していること**



公的年金の役割の増大は当然として、今後は公的年金、退職金、企業年金などに加えて経済面の安定が叫ばれるのもインフレやバブル崩壊等の不安定要素の含んだ、社会政策の失敗に身を委ねることにこりたからだ。

老後の自助努力志向が強くなるもの下記の表は訴えている。

そして追加準備として生命保険や年金等が必要だと回答している。

### 退職後の生活費について

(単位：%)

	全体	年 収 別					
		200万円以下	200円超	400万円超	600万円超	800万円超	1,000万円超
公的年金と退職金、企業年金でなんとかまかなえると思う 〈老後生活安泰派〉	7.5	6.4	4.6	7.3	8.4	9.4	19.8
公的年金と退職金、企業年金では不十分だがそれに預貯金・個人年金等を加えれば、なんとかまかなえると思う 〈自助努力指向派〉	33.1	29.5	31.2	28.9	87.2	44.7	42.7
生活を得るために、働かないといけないと思う 〈就労による生活維持派〉	44.4	37.2	44.2	48.3	43.0	40.3	35.4
見通しが立たず、不安である	13.5	20.5	18.3	14.5	10.1	5.7	2.1
不 明	1.5	6.4	1.7	1.0	1.3	-	-

資料：労働省「働き盛りの勤労者の意識に関する調査」（平成3年3月調査）より作成

平成6年には年金制度の改正が予定されてる。公的年金制度の一元化と支給開始年令の見直し問題が浮上し平成4年9月には社会保障制度審議会の年金数理部会が、年金財政の次期再計算に向けて審議内容を取りまとめた報告書を発表した。

我が国の公的年金制度は、明治8年に軍人や官吏のための恩給制度が始まりで、その後恩給制度が適用されない者を対象した政府の雇用人に対する共済組合が各現業部門ごとに設立され、昭和17年には民間の男子労働者を対象に労働者年金保険が誕生し、昭和19年には戦争協力推進で女子及び事務職員等を加える厚生年金保険へと発展してい

った。

戦後昭和29年から37年にかけて全面改正が行われ、特定職域の共済組合の設立、公務員の年金制度の整備統合が行われた。

又36年には国民年金制度が発足し、この結果「国民皆年金」制度が実現しました。この様に職域ごとの年金制度の為、給付内容も負担方法も異なり分立する状態にある訳で、この為に産業構造や就業構造の変化と財政上の問題が深くかかわる様になった。

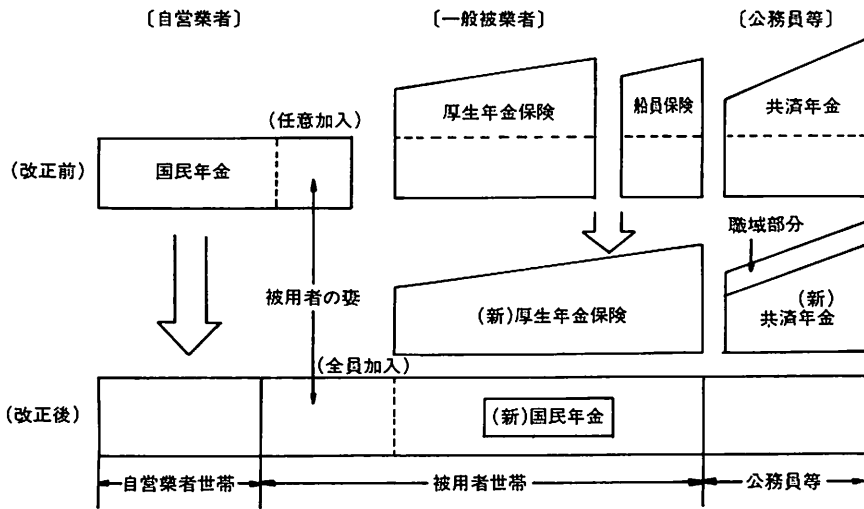
昭和50年代に入り、高齢化社会に対処する年金制度のあり方は「一元化」の問題となり制度間の

不均衡の解消を図るのを目的とした答申が臨時行政調査会で行われた。

政府は昭和59年2月平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了させることとし、昭和60年の改正点の国民年金法の改正で分立から統一の構造転換を図る意味で「全国民共通の老令基礎年金」を一階部分として位置づけその上の二階部分として報酬比例年金である被用者年金を上乗せすること、給付の公平にする為に厚生年金と共済年金の算定方法を同一にすること等をきめ61年度から実施されました。次に厚生年金支給開始年齢の引き上げが段階的に65才まで引き上げてゆくことは保険料率と財政面から避けられないことがはっきりした為「給付水準の維持」と「将来の負担の適正化」を図り支給年齢開始を段階的に65才まで引き

上げ、具体的には平成22年までには完了させる予定である。

我が国社会は、諸外国にも例をみないスピードで高令化社会へ移行しつつあり、現役世代による扶養される老令世代が急速に増加している。工業化、都市化現象の中で、益々核家族化が進行している今日、家族制度を中心とした私的扶養のみでは全て委ねることは難しく、現役世代と老令世代の社会的な助け合いの仕組みである公的年金制度の果すべき役割が前述した様に益々重要となってくる。「基礎年金の導入」が示す様に（下記参照）一階部分と二階部分（比例報酬又は職域部分）とに成り立っている。



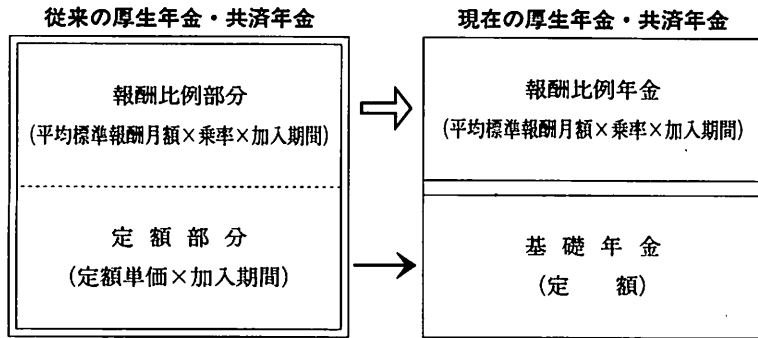
自営業者、農民等は国民年金に加入し、サラリーマンは厚生年金保険や共済組合に加入するという、「タテ割り」の制度体系となっており、分立する制度ごとに給付と負担の設計が行われている為、結果的に制度間の格差が出て来た。基礎年金制度は各制度に共通の横断的な仕組みであるから、全ての加入者にとって年金を受給する為の要件が等しくなり又同一条件の下での年金額は等し

くなる。

また、サラリーマンも自営業者と一諸になって、年金受給者を支えることになるからいつれの職務の人であっても給付と負担のバランスが同じになるということになる。

次に二階部分の報酬比例年金とは下記の表の如くである。

二階建て年金の構造



次に老令（退職）給付の種類

1) 老令基礎年金

すべての国民に共通に支給される老令基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上である場合に支給される。(国民年金法第26条)

昭和36年4月から昭和61年3月までの納付済期間が、20才以上60才未満の間であるものに限り他

の厚生年金や共済年金の組合せ期間と一致する。「いわゆるカラ期間」とは合算対象期間であって年金額には反映されない。

次に昭和61年3月現在で受給資格の短縮の特例がある。これは法改正の前は20年としていた為の旧制度から円滑な移行の為の措置である。次の表のとおりである。

大正15年4月2日から昭和2年4月1日までの間に生まれた人	21年
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた人	22年
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた人	23年
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた人	24年
昭和27年4月1日以前に生まれた人	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた人	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた人	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた人	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた人	24年

(厚生年金と共済組合の合算期間)

次の表は男子40才（女子は35才）以後の厚生年金の被保険者期間の特例である。

昭和22年4月1日以前に生まれた人	15年
昭和22年4月2日から昭和23年4月1日までの間に生まれた人	16年
昭和23年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた人	17年
昭和24年4月2日から昭和25年4月1日までの間に生まれた人	18年
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた人	19年

次に老令厚生年金の支給要件は老令基礎年金と全く同様であり厚生年金に1ヵ月でも加入したことがあれば老令厚生年金をうけられる。

いつから支給をうけられるかである。老令基礎年金は受給資格期間を満たしている人が65才に達したときに支給される（国民年金法26条）

若しその時点で不足の場合は高令任意加入被保険者となって納付すると満額になった時に支給される。

次にいくらもらえるのか。

1) 老令基礎年金の計算式は下記の表を参照されたい。

#### 老令基礎年金額の計算式

<p>年金額＝737,300円          加入可能年数に保険料納付済月数が不足する場合  <math display="block">\text{年金額} = 737,300円 \times \frac{\text{保険納付済月数} + \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{6}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}</math>         (付加保険料による加算額＝200円×付加保険料納付月数)</p>
--

三分の一について附言すれば、拠出した者と均衡を保つため口庫負担相当額を支給する為である。又付加保険料毎月200円を払込んだ人について、その分納付月数に乗じた額が加算される、又物価スライドは適用しない。

次に繰上げ、繰下げ支給についての計算方法は次の表のとおりである。

#### 期間短縮者の加入可能年数

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	(300月) 25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	(312月) 26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	(324月) 27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	(336月) 28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	(348月) 29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	(360月) 30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	(372月) 31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	(384月) 32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	(396月) 33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	(408月) 34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	(420月) 35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	(432月) 36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	(444月) 37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	(456月) 38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	(468月) 39年
昭和16年4月2日以後	(480月) 40年

繰上げ支給の減額の割合

支給をうけるときの年齢	減額の割合
60歳	0.42
61歳	0.35
62歳	0.28
63歳	0.20
64歳	0.11

繰下げ支給の加算割合

当該年金の受給権を取得した日から起算して当該年金の支給の繰下げの申出をした日までの期間	加算の割合
1年を超え2年に達するまでの期間	0.12
2 " 3 " "	0.26
3 " 4 " "	0.43
4 " 5 " "	0.64
5年を超える期間	0.88

65歳からの老齢厚生年金の年金額の計算式

(平成5年度)

$$\left\{ \left( \frac{\text{平均標準報酬月額}}{\text{報酬月額}} \right) \times \left( \frac{\text{生年月日別の乗率}}{10/1000 \sim 7.5/1000} \right) \times \left( \frac{\text{被保険者期間月数}}{\text{期間月数}} \right) \right\} \times 1.107 +$$

老齢厚生年金(報酬比例部分)

妻	212,500円
第1子, 第2子	212,500円
第3子以降	70,800円
—加給年金額—	

60歳～64歳までの特別支給される老齢厚生年金の年金額の計算式

(平成5年度)

$$\text{年金額} = \left\{ \left( \frac{\text{生年月日別の単価}}{1,388円 \sim 2,603円} \right) \times \left( \frac{\text{被保険者期間月数}}{\text{最高 420月}} \right) \right\} \times 1.107 + \left\{ \left( \frac{\text{平均標準報酬}}{\text{月額}} \right) \right\}$$

$$\times \left\{ \left( \frac{\text{生年月日別の乗率}}{10/1000 \sim 7.5/1000} \right) \times \left( \frac{\text{被保険者期間月数}}{\text{期間月数}} \right) \right\} \times 1.107 +$$

妻	212,500円
第1子, 第2子	212,500円
第3子以降	70,800円
—加給年金額—	



老齢厚生年金の定額単価及び乗率

(平成元年度)

生年月日 (61.4.1における年齢)	乗率	定額単価	(参考)
大正15年4月2日以後 (59歳)	1,000分の10	1,338円×1.875	2,603円
昭和2年4月2日以後 (58歳)	1,000分の9.86	×1.817	2,552
昭和3年4月2日以後 (57歳)	1,000分の9.72	×1.761	2,444
昭和4年4月2日以後 (56歳)	1,000分の9.58	×1.707	2,369
昭和5年4月2日以後 (55歳)	1,000分の9.44	×1.654	2,296
昭和6年4月2日以後 (54歳)	1,000分の9.31	×1.603	2,225
昭和7年4月2日以後 (53歳)	1,000分の9.17	×1.553	2,156
昭和8年4月2日以後 (52歳)	1,000分の9.04	×1.505	2,089
昭和9年4月2日以後 (51歳)	1,000分の8.91	×1.458	2,024
昭和10年4月2日以後 (50歳)	1,000分の8.79	×1.413	1,961
昭和11年4月2日以後 (49歳)	1,000分の8.66	×1.369	1,900
昭和12年4月2日以後 (48歳)	1,000分の8.54	×1.327	1,842
昭和13年4月2日以後 (47歳)	1,000分の8.41	×1.286	1,785
昭和14年4月2日以後 (46歳)	1,000分の8.29	×1.246	1,729
昭和15年4月2日以後 (45歳)	1,000分の8.18	×1.208	1,677
昭和16年4月2日以後 (44歳)	1,000分の8.06	×1.170	1,624
昭和17年4月2日以後 (43歳)	1,000分の7.94	×1.134	1,574
昭和18年4月2日以後 (42歳)	1,000分の7.83	×1.099	1,525
昭和19年4月2日以後 (41歳)	1,000分の7.72	×1.065	1,478
昭和20年4月2日以後 (40歳)	1,000分の7.61	×1.032	1,432
昭和21年4月2日以後 (39歳以下)	1,000分の7.5		1,388

(注) 経過措置期間中の定額単価は、生年月日に応じて等比的に遡減する。

経過的加算の額の計算式

①から②を控除した額
① 1,388円に施行日における年齢に応じて政令で定める率を乗じて得た額に被保険者期間の月数(420月(35年)を限度とする)を乗じて得た額
② その人に支給される老齢基礎年金のうち厚生年金保険者期間にかかる額
737,300円(平成5年度価格) × $\frac{\text{厚生年金保険の被保険者期間}}{\text{最長加入可能期間}}$ (36年4月以後の期間であって、20歳から60歳までの期間に限る。)

(注) 生年月日別に定める率については、表14の定額単価欄のとおりである。この率についても、報酬比例部分の乗率と同様に、年齢が1歳若くなるごとに同じ割合で遡減するように定められている。

特別加算の額

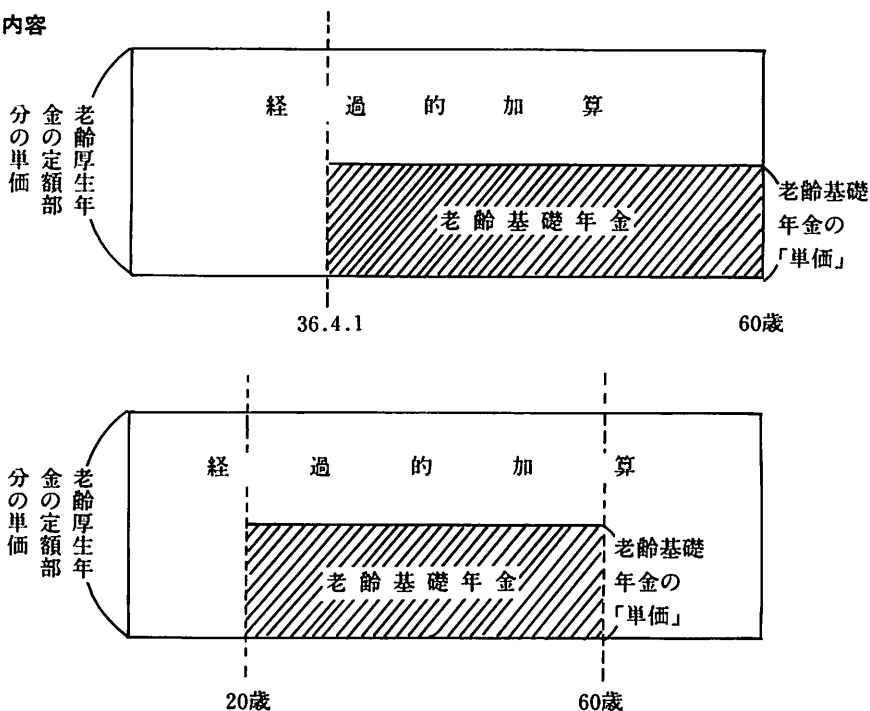
受給者の生年月日	特別加算額 (昭和59年度価格)	特別加算額 (平成元年度価格)	実施期間 (60歳到達年次)
昭和14年4月2日	(月額)	(月額)	
～15.4.1	24,000円(2,000円)	28,800円(2,400円)	平成11年度
15.4.2～16.4.1	48,000円(4,000円)	57,700円(4,808円)	12
16.4.2～17.4.1	72,000円(6,000円)	86,500円(7,208円)	13
17.4.2～18.4.1	96,000円(8,000円)	115,400円(9,617円)	14
18.4.2～	120,000円(10,000円)	144,200円(12,017円)	15

### 減額支給の割合

標準報酬月額	支給割合
～92,000円	$\frac{80}{100}$
98,000円～110,000円	$\frac{70}{100}$
118,000円～134,000円	$\frac{60}{100}$
142,000円～160,000円	$\frac{50}{100}$
170,000円～180,000円	$\frac{40}{100}$
190,000円～200,000円	$\frac{30}{100}$
220,000円～240,000円	$\frac{20}{100}$

在職者が支給を受ける場合、左記の表の如く減額支給される。

### 経過的加算の内容



経過的加算は当分の間1388円に施行日における年金に応じて政令で定められる率を乗じて得た額に、被保険者期間に係る額と除いた額が加算される。

又配偶者はその者に生計を維持されていた65才

未満の配偶者、18才未満の子又は20才未満で一定程度の障害の状態にある子であれば加給年金額が支給され、その額は

配偶者 21万2500円

第1子～第2子まで各21万2500円

第3子以降1人につき7万800円とする。

いつ受けられなくなるかも附記しておく。

老令基礎年金 受給権者が死亡した時に失権。

老令厚生年金 前記と同じだが、特別支給は65才前の時は支給され65才に達した時に失権する。

障害年金は加入の長短に関わりなく障害の程度により定額で支給される。

次に年金額の改定であるが次のいずれかに該当したときは改定される

- 1) 死亡したとき
- 2) 受給権者による生計維持の状態がやんだとき
- 3) 婚姻したとき
- 4) 受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき
- 5) 離縁によって受給権の子でなくなったとき
- 6) 18才に達したとき
- 7) 20才に達したとき

次に遺族への年金、遺族基礎年金は国民年金の被保険者又は老令基礎年金の受給資格期間を満たした者等が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた子のある妻又は子に支給される。

遺族の範囲は、妻については、死亡した夫の子と生計を同じくしていること。

子については18才未満か又は20才未満で1級又は2級の障害があり婚姻していないこと。

次に支給停止は、死亡したとき、婚姻したとき、直系血族以外の養子になったとき、であり、いずれも国民皆保険のための措置である。

## 参考文献

- 年金オープン講座  
(社) 全国社会保険協会連合会編
- 企業の歴史 右谷亮次 企業年金研究所
- 年金改革の構想 高山憲之 日本経済新聞社
- 企業年金白書

以上